

---

### (3) 緑化の制限がかかる事業における協議について

事業所及び公共公益施設の建設時において、以下の「対象事業」に該当し、かつ敷地内の緑化に努めたが緑化面積率又は植栽本数の基準の達成が困難となる場合は、緑の量的水準の緑化面積の考え方について緩和を行います。

#### 対象事業

- ア 以下の法令に定める施設を建築する事業で、緑化が困難なもの
  - (ア) 消防法で定める危険物の貯蔵所、製造所、取扱所のうち、危険物の規制に関する政令で定める空地を設置するもの
  - (イ) 火薬類取締法で定める製造施設、火薬庫を建築するもの
  - (ウ) 電気事業法で定める一般電気工作物、事業用電気工作物、自家用電気工作物を建築するもの
  - (エ) 建築基準法で定める仮設建築物
  - (オ) 河川法で定める河川区域のうち、植樹の規制がある区域に施設を建築するもの
  - (カ) 鉄道事業法で定める鉄道施設を建築するもの
  - (キ) 道路法で定める道路及び道路の附属物を建築するもの
  - (ク) 港湾法で定める港湾施設を建築するもの
  
- イ 緑の回復、公園緑地等の技術指針施行前に建築を行ったもの  
緑化指針の旧基準である「緑の回復、公園緑地等の技術指針（昭和50年4月1日）」  
施行前に完成した建築物のうち、増築及び改築を行うもの  
※仮想敷地の制度を利用し協議を行っていた物件を含む
  
- ウ その他緑化が困難であると判断されるもの